

# 漁港、漁港海岸及び漁場工事における 施工環境監理者の配置について（お知らせ）

平成24年度より佐伯市発注の漁港、漁港海岸及び漁場工事を行う場合、下記の通り周辺海域の自然環境や水生生物の生育環境に配慮した施工を監理する「施工環境監理者」の配置を工事受注時に求めることになりましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 対象工事

3,000万円以上の漁港、漁港海岸及び漁場工事。ただし陸上工事、営繕工事は対象外。

### 2. 施工環境監理者の業務

工事を行う周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境等に対する検討を行い、適正に工事を施工するとともに、技術上の監理及び指導監督を行うもの。

具体的な業務は、(社)全国漁港漁場協会発行「施工環境マニュアル」等を参照。

### 3. 施工環境監理者の資格

技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者、又は（社）大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者。

施工環境監理者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人と兼務できるものとする。

### 4. 有資格者を配置するスケジュール

別紙1のとおりとする。

お問い合わせ先  
佐伯市農林水産部水産課  
TEL 0972-22-4213

(別紙 1)

○ 有資格者を配置するスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
試行期間 ※	運用開始	×	×
施工環境監理者が関与し施工	-----	運用開始	×
施工環境監理者が専任し施工	-----	-----	運用開始

※試行期間の施工環境監理者の資格は以下のとおり。

○ 試行期間における施工環境監理者の資格

「資格所有者と同等以上の能力と経験を有する者」が代わることが出来るものとする。

「技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者、又は社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者」と同等以上の能力と経験を有する者とは、建設業法の1級土木施工管理技士又は、2級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者とする。

- 1 学校教育法による（短期大学を除く）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、水産土木の指定学科という）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下、水産土木業務の実務経験期間という）が2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者
- 2 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者
- 3 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が8年以上に達する者
- 4 上記1から3以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者

（注）水産土木業務とは、水産土木事業の計画、調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務をいう。